主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

原審が適法に確定した事実によれば、被上告人を本件手形の正当な所持人とした 原判決の判断は正当であつて、何等所論の如き違法はない。

論旨は、原判示に副わない事実に立脚して原判決を攻撃するものであつて、とり 得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官